

B 地区藤沢自治会自主防災組織規程

(目 的)

第1条 本規程は、B 地区藤沢自治会の自主的な防災活動を行うための自主防災組織を組織することにより、地震・火災・台風等の災害（以下「地震等」という。）による人的被害の防止を最優先に、物的被害等の軽減を図ることを目的とする。

(組 織)

第2条 B 地区藤沢自治会はB 地区藤沢自治会規約第2章「事業及び役員」（事業）第5条（3）に規定する防犯防災部に、B 地区藤沢自主防災隊（以下「自主防災隊」という。）を設置する。

2. B 地区藤沢自治会長は、前項に規定する自主防災隊を組織しなければならない。

(構 成)

第3条 自主防災隊は、B 地区藤沢自治会に居住するもので構成する。

(事 業)

第4条 自主防災隊は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及、防災意識及び防災力向上に関すること。
- (2) 地震等の災害防止に関すること。
- (3) 防災資機材等の購入・取扱・備蓄・管理に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生における対応
 - 1) 住民の安否確認の実施
 - 2) 住民の救出・救助・救護の実施
 - 3) 住民の避難誘導の実施
 - 4) 住民の避難行動要支援者・在宅避難者の支援活動
 - 5) 火災発生の防止、発生時の初期消火及び支援活動
 - 6) 給食・給水活動の実施
 - 7) 地震等の発生における情報の収集・伝達の実施
 - 8) 避難住民が安全で安心して居住できる生活基盤の確保
 - 9) 避難生活の衛生環境の確保
- (6) 地震等の発生後における街の保安・防災の維持
- (7) 地域の外部団体、近隣自治会との連携
- (8) その他、目的を達成するために必要な事項

2. 前項の事業を行うための事業計画は自主防災隊が企画し策定する。

3. 前項に規定する事業の事業計画は、防犯防災部長がB 地区藤沢自治会規約に規定する総会に報告し、承認を得なければならない

(担当役員)

第5条 防犯防災部長は自主防災隊の推進責任者を担当する。

(役員の任務)

第6条 防犯防災部長は、自主防災隊と共に第4条第3項の事業計画で承認された計画の実施に努めなければならない。

2. 第4条第3項で承認された事業計画の実行については、自治会役員会の承認を必要とする。

(住民の参加)

第7条 B地区藤沢自治会の区域に居住する者は、災害発生時に人的被害の防止と物的被害等の軽減を図る為、平常時より防災組織の編成及び活動に協力し、事業の遂行に努める。

(防災活動)

第8条 本規程の付属規定として、地震等がない平常時のB地区藤沢自治会自主防災隊規程(平常時)、及び地震等が発生したときのB地区藤沢自治会自主防災隊規程(災害時)を別途定める。

(経費)

第9条 自主防災隊の運営に要する費用は自治会費を当て、予算・決算は防犯防災部とする。

2. 前項に規定する予算・決算は、B地区藤沢自治会規約に基づいて処理する。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、B地区藤沢自治会の総会にて決定する。

<附 則>

第1条 本規程は昭和56年1月11日より施行する。

1. 平成10年4月5日総会決定、改訂部分については平成11年4月1日より発効とする。

2. 平成22年3月23日総会決定、第2条、第4条、第5条、第6条、第8条、第9条の一部改訂部分は平成22年4月1日より発効とする。

3. 平成30年3月25日総会で、全条項の改定を決定する。
平成30年4月1日より発効とする。

第2条 自主防災隊組織の規程類の体系については次のとおりとする。

1. B地区藤沢自治会規約、第2章(事業及び役員)、第5条(事業)(3)防犯防災部に基づくものとする。

2. B地区藤沢自治会防災組織規程を上位規程とする。

3. B地区藤沢自治会自主防災隊規定を防災組織規程の下位規程とする。

4. B地区藤沢自治会防災隊の具体的な運営、活動に関わる細部についての取り決め等は、取り扱いを適切に行うために自主防災隊規程の下位規程等とする。